消費生活情報 よこはま

令和 2 (2020)年 6月号

月次相談リポー

発行:横浜市消費生活総合センタ

債権回収会社をかたった 「架空請求八ガキ」にご注意!

法務省など公的機関だけでなく、債券回収会社 をかたった架空請求ハガキ事例も増えています。

- ●債権回収会社は法務大臣の営業許可が必要で、 法務省のホームページで確認できます。
- ▶実在の債権回収会社と 一字違いで巧妙に書か れている場合があります。 ご注意ください。

実在の債権回収会社でない 場合は、絶対に連絡を 取らないように!



お互いに 一声かけて見守りを!



消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を!

9:00~18:00 9:00~16:45

横浜市消費生活総合センター 検索